

美濃加茂市鳥獣被害防止対策補助金

別表 1（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象者	補助金額
電気柵又は防護柵購入	電気柵又は防護柵の購入金額	耕作する市内の農地に電気柵又は防護柵を設置する農業者及び団体	(1) 個人購入の場合 10,000 円 (2) 共同購入の場合 15,000 円に受益対象者の数を乗じて得た額（設置は同一箇所に連結すること） (3) 団体購入の場合 15,000 円 電気柵又は防護柵一式の購入金額に 100 分の 50 を乗じて得た額と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とし、その額に 100 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた額とする。 個人又は団体購入の場合の補助金交付の対象となる数の上限は、<u>1 年度につき 1 回</u>とする。また、補助金の対象となった機器については、<u>5 年を経過するまでは補助対象とならないものとする。</u>
追い払い機材等及び誘引資材等購入	鳥獣を追い払うためのロケット花火等の音が出るものの、鳥獣撃退用モデルガン、鳥獣を誘引するために捕獲檻に散布する餌等の購入金額	5 人以上の自治会員又は農業者で構成される団体	上限 50,000 円 追い払い機材等及び誘引資材等の購入金額と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とする。

■必要な提出書類（電気又は防護柵購入、追い払い機材等及び誘引資材等購入）

1. 申請するとき（購入した日から起算して 20 日後までに提出）

- （1）補助金等交付申請書（交付規則様式第 1 号）
- （2）事業実績書及び収支決算書（位置図、購入物品の写真、領収書の写し）

※共同設置（電気又は防護柵設置）の場合、下記書類が全員分必要となります。

- ・申請者が代表者であることを証する書類（様式第 1 号）
- ・市税等の納付状況確認同意書（様式第 2 号）

※補助金は予算の限りとなりますので、事前に残予算をご確認のうえ申請してください。

別表２（第４条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象者	補助金額
里山林整備	荒廃した里山林を 有害鳥獣の住处と ならないようにす るため、整備及び 維持管理作業等を 行う際に必要な経 費	５人以上の自治会員 又は農業者で構成さ れる団体	上限１００，０００円 整備及び維持管理作業に伴う必要な経費 と上記に規定する限度額とのいずれか少 ない額とする。
有害鳥獣捕獲に伴う免 許取得	地域の被害農地に おける有害鳥獣捕 獲に従事するため の免許取得に必要 な経費（免許取得 による講習会手 料及び受験手 料、猟銃保持に係 る経費等）	免許取得後において 美濃加茂市猟友会に 加入し、有害鳥獣捕 獲に従事する者	上限は以下のとおり わな　３０，０００円 二種　５０，０００円 一種　１００，０００円

■必要な提出書類（里山林整備、有害鳥獣捕獲に伴う免許取得）

１．申請するとき（事業実施の１０日前までに提出）

- （１）補助金等交付申請書（交付規則様式第１号）
- （２）事業計画書及び収支予算書（位置図（免許取得は不要）、見積書の写し等）

２．変更・中止するとき

- （１）補助金変更（中止・廃止）承認申請書

３．完了したとき

- （１）補助事業等実績報告書
- （２）事業実績書及び収支決算書（位置図、活動及び完成写真、領収書の写し）

里山林整備の補助対象経費

別表 3（第 4 条関係）

1 補助対象経費			
区分	費用	摘要	厳守事項
人的活動費	賃金	専門的技術作業、機械操作作業に係る賃金	・団体構成員への賃金は対象外。 ・1 人 1 時間あたりの上限額を 1, 1 9 0 円、1 人 1 日あたりの上限額は 8, 3 3 0 円とする。
	報償費	講師、指導者、専門技術者への謝金	・団体構成員への謝金は対象外。 ・1 時間あたりの上限額を 2, 8 0 0 円とし、1 日あたり 4 時間を上限とする。
	旅費	講師、指導者、専門技術者等への旅費	・団体構成員への旅費は対象外。 ・原則として実費弁償とする。 ・宿泊に係る経費は対象外とする。 ・公共交通機関利用の場合は実費。 ・自家用車利用の場合は、(距離×3 7 円/km) と高速道路料金。
その他活動経費	需用費	(消耗品費) 事業実施に直接必要な事務用品や資料等の購入費 (燃料費) チェンソーや草刈機用の燃料費等 (印刷製本費) 募集チラシや資料印刷代、写真現像代等	・食料費は対象外。 ・ただし、活動中の水分補給を目的としたもの及び活動の性質上、特に必要な場合はこの限りでない。 ・自家用車への燃料費は対象外。
	役務費	通信運搬費 傷害保険料等	
	委託料	危険木の除去等	・活動の主たる部分を委託する場合は対象外。
	使用料及び賃借料	会場、車両、機材等の使用料及び賃貸料等	・団体構成員への使用料及び賃借料は対象外。
	原材料費	整備及び作業に必要な材料代等	
	備品購入費（単価 2 0, 0 0 0 円以上の物品（消耗品及び原材料品を除く。）の購入に要する経費）		・活動に必要な機械・機器は、原則、リース等により調達すること。 ・ただし、リースと比較検討し、購入の方が費用対効果が高いと認められる場合のみ購入を可能とする（別添理由書添付）。 ・購入額については事業計画の内容を勘案して決定す

		る。
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	・事業計画の内容を勘案して決定する。
2 補助対象外経費		
いかなる理由にもかかわらず以下に掲げる経費は補助の対象としない。 (1) 団体等の運営に関する費用 ① 団体等の運営に必要な恒常的経費（家賃、電気料金、電話・FAX使用料） ② 団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用 (2) 他団体への補助（助成）等を目的とした費用 (3) 資格の取得に要する費用 (4) 販売を目的としたものに係る経費 (5) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等） (6) ポイントや商品券等を使用して支払った経費（経費の一部に利用した場合は、利用したポイント等相当額） (7) その他本事業として相応しくない費用（飲食に関する費用、送料、振込手数料等）		

【問合せ先】 美濃加茂市産業振興部農林課里山再生係 25-2111（内線335）